

大阪市告示第628号

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第33条第4項の規定により、都市景観資源の登録を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

都市景観資源（中央区）

都市景観資源名	所在地
三津寺	中央区心斎橋筋2丁目7番12号

都市景観資源（港区）

都市景観資源名	所在地
桜通り	港区磯路3丁目～弁天3丁目

都市景観資源（天王寺区）

都市景観資源名	所在地
大正湯の煙突	天王寺区松ヶ鼻町3番16号

都市景観資源（阿倍野区）

都市景観資源名	所在地
はやし製菓本舗	阿倍野区王子町1丁目7番11号

（計画調整局計画部都市計画課）